

## 第41回

弁護士からみた  
環境問題の深層

## 芝田 麻里

弁護士法人 芝田総合法律事務所 弁護士/  
日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員

# 両罰規定によって会社が処罰を受ける可能性と廃棄物処理法

日々、適正に業務を行っている企業にとって、会社それ自体が罪に問われるとは、考えたことがない、というのが通常ではないだろうか。

今回は、そのような会社が、従業員や役員が会社の「業務に関し」て違法行為を行ったことにより罪に問われる「両罰規定」についてその意義、具体的裁判例をご紹介したい。また、両罰規定が判例上、「過失推定規定」であるとされていることによる帰結とそれによる不都合、両罰規定の適用から会社を守る対策についても検討してみたい。

## はじめに

過日、従業員の違法行為によって会社が欠格要件に該当するのではないか、とのご相談を受けた。廃棄物処理法において、役員が欠格事由に該当することにより会社が欠格要件に該当することはよく知られていることと思うが、従業員の違法行為によって会社が欠格要件に該当しうことは意外と知られていないのではないかと。従業員の違法行為によって会社が欠格要件に該当するとすれば、従業員の違法行為は企業の存続にかかわる問題である。廃棄物処理業にかかわらず、企業体が大きくなればなるほど、従業員の違法行為の可能性は潜在的に増加する。

今回は、役員・従業員の違法行為によって会社が処罰を受けることを規定した「両罰規定」について、企業はどのような場合に両罰規定の適用によって処罰の対象となるのか、両罰規定から企業を守る対策はあるのか等について検討していきたい。

## 1. 両罰規定とは

### (1) 意義

両罰規定とは、会社の役員・従業員等が違法行為を行った場合に、「従業員（等）と会社を両方処罰する」という趣旨の規定である。

### (2) 趣旨

刑事罰は、違法行為を行った個人に対して適用されるのが原則である。たとえば、暴行行為を行った者があれば、その者に対して暴行罪が成立するのであり、その者がたとえ会社勤めの者であってもその会社が暴行罪に問われることはない。

しかし、ある者が不法投棄を行ったことが発覚したとする。その者は、会社の指示で不法投棄を繰り返しており、会社は従業員に不法投棄を繰り返させることによって廃棄物処理費用を浮かせ、廃棄物処理費用相当の利益を得ていたとする。この場合、従業員及びその従業員に不法投棄の指示をしていた上司も不法投棄の共犯として処罰することができる。しかし、従業員に不法投棄を繰り返させることによって利益を得ていたのは当該会社であり、上司ではない。従業員の違法行為によって利益を得ていた会社をも処罰すべきであり、このような場合、会社も処罰の対象としなければ従業員の違法行為によって利益を得ようとする会社の行為を防ぐことはできない。すなわち、利益の帰属主体である法人を処罰しなければ、違法行為によって利益を得ようとする法人の行為を防ぐことはできない。

そこで、法は、各個別の法律において、違法行為を行った者が会社（法人）の業務に関して違法行為を行った場合には、当該従業員等を処罰するだけでなく会社も処罰する、という両罰規定がある場合には、当該会社も処罰することとしている。

両罰規定は、このように企業の利益をあげるために企業

の経営者層、あるいはビジネスマンによって行われるいわゆる「ホワイトカラークライム」である。

**(3) 両罰規定が定められている法律**

先ほど、例として、従業員によって不法投棄が行われた例を紹介したが、廃棄物処理法には両罰規定が設けられており、従業員が不法投棄を行った場合、法人もその従業員とともに処罰の対象となる（法第32条第1項）。

このような両罰規定が定められている法律は、廃棄物処理法だけではない。従業員等の行為によって法人が利益をあげようとする構造がみられる場合には、多くの場合、両罰規定が設けられている。たとえば、表1の各法律において両罰規定が定められている。

このような両罰規定は、厳罰化ないし対象が拡大する傾向にある。

**(4) 両罰規定が適用されて会社が処罰された事例**

両罰規定が適用された結果、会社が処罰された裁判例として以下のものがある。

- ア 建設業法違反（宮崎地判令和2年1月23日）  
被告会社の代表取締役であるYが、被告会社の工事実績を水増しすることにより、被告会社の格付を不正に上げて大規模な公共工事を受注すること等を企図して、工事経歴書に虚偽の記載をして提出した上、犯行が県に発覚しそうになるや、水増しした工事についての内容虚偽の資料を作成し…た事案につき、被告人株式会社Y1に罰金30万円が言い渡された。
- イ 労働安全衛生法違反（大阪地判平成31年4月24日）  
代表取締役である夫と共に、被告会社において労働安全衛生の責任を負っていた被告人Y2が、夫と共謀の上、被告会社の業務に関し、被告会社の作業場の床には開口部があるのに、その開口部について労働者の転落の危険を防止すべき措置を講じなかった労働安全衛生法違反、…について被告会社に罰金

- ウ 建築基準法違反（大阪地判平成21年9月28日）  
遊園地を営む会社の取締役総括施設営業部長の被告人A1らが、…コースターに関する建築基準法等の定める定期検査報告書に虚偽の記載をして市長に提出し（建築基準法違反）、…同コースターの車両の車輪装置と車台枠とをつなぐ軸（ボギー先端軸）につき必要な検査指示を怠って、同軸に生じていた疲労亀裂を看過したままこれを乗客の利用に供したため、同軸の破損により、同コースターを脱輪させ鉄柵に衝突させる等し、乗客1名を死亡、12名を負傷させた（業務上過失致死傷）事案について、建築基準法違反及び業務上過失致死傷につき、被告人A1及び被告人A2に各禁錮2年（執行猶予4年）及び罰金40万円、建築基準法違反につき被告人A3に罰金20万円、上記遊園地運営会社に罰金40万円が言い渡された。
- エ 廃棄物処理法違反（津地判平成19年6月25日）  
被告人会社における酸化チタンの製造過程で排出される産業廃棄物である本件汚泥を、被告人らが共謀して、土壌埋戻材と称して、工事業者に売却して、山林等に埋め立てさせることにより、不法に投棄した廃棄物処理法違反の事案において、…工事業者に廃棄物の処理を委託するのではなく、本件汚泥を土壌埋戻材として販売した被告人らは、投棄罪の共同正犯としての罪責を負い、被告人会社は両罰規定に基づく刑事責任を負う…として、被告人会社に罰金5,000万円、本件各犯行を主導した被告人Y2に懲役2年、本件汚泥の売買契約や搬出の段取り等を行った被告人Y3に懲役1年4月、執行猶予5年が言い渡された。
- オ 不正競争防止法違反（仙台地判平成9年3月27日）  
（全酪連宮城工場不正表示牛乳事件）  
還元乳などを生乳に混入した加工乳を「種類別加工

表1 各法律の両罰規定の例

| 法律      | 例                        | 罰則        |
|---------|--------------------------|-----------|
| 不正競争防止法 | 不正の利益取得目的の営業秘密侵害         | 10億円以下の罰金 |
| 証券取引法   | 有価証券報告書虚偽記載／相場操縦         | 7億円以下の罰金  |
| 特許法     | 特許権又は専用実施権の侵害            | 3億円以下の罰金  |
| 労働基準法   | 年少者の使用の禁止違反／差別的取扱いの禁止違反  | 行為者と同じ    |
| 労働安全衛生法 | 危険物製造禁止等違反／総括安全衛生管理者の不選任 | 行為者と同じ    |
| 建設業法    | 無許可営業／営業停止違反             | 1億円以下の罰金  |
| 廃棄物処理法  | 不法投棄／無許可営業／不正許可取得        | 3億円以下の罰金  |
| 水質汚濁防止法 | 排水基準変更命令違反／改善命令違反        | 行為者と同じ    |
| フロン抑制法  | 無登録フロン充填・回収／営業停止命令違反     | 行為者と同じ    |

乳」と表示すべきところ「成分無調整」「種類別牛乳」と印刷された紙パックに充填、販売した行為につき、被告人全国酪農業協同組合連合会に罰金2,000万円が言い渡された。

## 2. 刑事事件の手続きの一般的な流れ

ところで、両罰規定は、刑事事件の流れの中で科せられる刑事罰である。従業員等が会社の業務に関して違法行為を行えば会社が両罰規定によって処罰を受ける可能性があるため会社としては、両罰規定がどのような手続きを経て科される可能性があるものなのかについて留意しておく必要がある（図1）。

刑事事件は、まず、刑が科される根拠となる事実が発生することによって始まる。前記ア建設業法違反の裁判例の

事案を例とすると、Yが工事実績水増しの工事経歴書を提出した事実（建設業法第27条の第26第3項）から始まる。その後、起訴されると裁判（公判）が始まり、判決が行われる、というのが刑事手続きの流れである。起訴される前に、逮捕・勾留される場合があるが、逮捕されるのは、令和5年の犯罪白書によると、認知件数に対して約37%であった。

## 3. 廃棄物処理法と両罰規定

両罰規定の適用が特に多い分野として廃棄物処理法があげられる。

環境法関係の検挙件数として、廃棄物処理法事案の件数は圧倒的である（図2）。

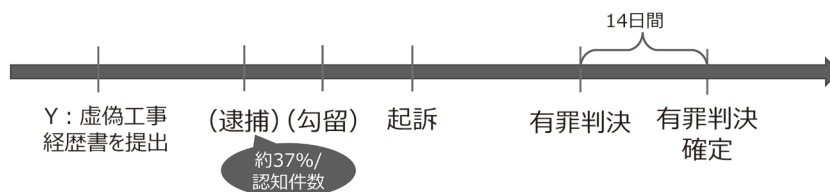


図1 刑事事件の手続きの流れ

環境事犯の法令別検挙事件数の推移（2018年～2022年）

|         | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 合計     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 総数      | 6,308 | 6,189 | 6,649 | 6,627 | 6,111 | 31,884 |
| 廃棄物処理法  | 5,493 | 5,375 | 5,759 | 5,772 | 5,275 | 27,674 |
| 水質汚濁防止法 | 2     | 3     | 1     | 0     | 0     | 6      |
| その他     | 813   | 811   | 889   | 855   | 836   | 4,204  |

※注：その他は、種の保存法、鳥獣保護管理法、自然公園法等である。  
資料：警察庁、環境省令和5年版環境白書

2018年～2022年環境事犯検挙件数

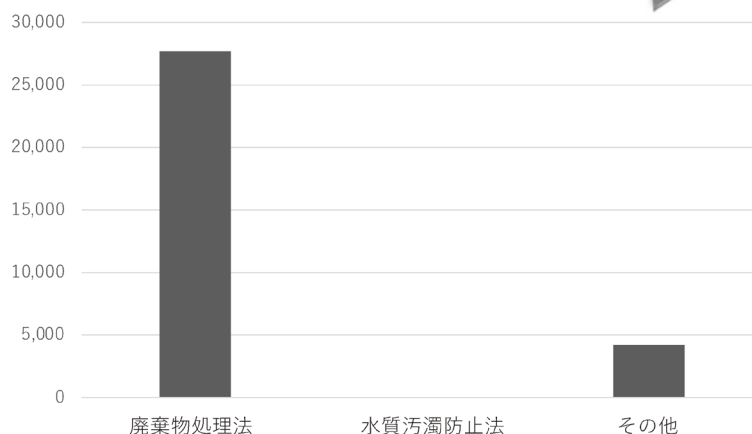


図2 環境事犯の法令別検挙事件数の推移（上図）と検挙件数（下図）（2018年～2022年）

(1) 意義

廃棄物処理事案のうち特に多いのは不法投棄事案であるが、不法投棄事案は企業主導で行われるとき、大規模不法投棄事案に発展しやすい。廃棄物処理法においても企業が不正に利益を得ようとする行為を防ぐために両罰規定が設けられている（法第32条）（図3、図4）。

この条文のポイントは以下のとおりである。

- ① 法人の代表者、法人の従業員等（以下「従業員等」という）が廃棄物処理法違反をした場合であること
- ② ①の廃棄物処理法違反が法人の「業務に関し」て行われたこと
- ③ ①の従業員等が処罰される場合であること



法人も処罰の対象となる。

(2) 両罰規定の変遷

廃棄物処理法が制定された当初、法人を処罰する両罰規定は存在していなかった。大規模不法投棄等が会社ぐるみで行われる事件が発覚するようになり、両罰規定が設けられ、事件が発生するごとに厳罰化していった（図5）。

(3) 排出事業者も両罰規定により処罰される可能性

両罰規定は、図4にみるように、排出事業者についても適用がある。すなわち、廃棄物の無確認輸出、不法投棄、不法焼却は許可業者であるか否かに関わりなくすべての者について成立する犯罪であり、排出事業者が上記の行為を行った場合には、3億円以下の罰金を受ける可能性がある。

また、委託基準違反、マニフェスト規制義務違反は排出事業者が犯してしまいやすい犯罪類型であるが、これらも両罰規定の適用がある。社員がうっかり委託基準違反（廃棄物処理委託契約書を作成しないで廃棄物の処理を委託してしまった、契約書に不備があった等）、あるいはマニフェスト規制義務違反（マニフェストを交付しなかった、マニフェストの記載に不備があったなど）を行ってしまった場合など、会社が両罰規定によって処罰を受ける可能性がある。

(4) 両罰規定の要件（「業務に関し」の意味）

前述のように、両罰規定が適用されるためには、①法人の代表者、法人の従業員等（以下「従業員等」という）が廃棄物処理法違反をした場合に、②当該廃棄物処理法違反が法人の「業務に関し」て行われ、③当該従業員等が処罰

第三十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項 **3億円以下の罰金刑**
- 二 第25条第1項（前号の場合を除く。）、第26条、第27条、第27条の2、第28条第2号、第29条又は第30条 **各本条の罰金刑**

図3 廃棄物処理法第32条

| 両罰規定       |                                   |          |
|------------|-----------------------------------|----------|
| 第32条第1項第1号 | 第25条第1項第1号（無許可収集運搬・処分）            | 3億円以下の罰金 |
|            | 第25条第1項第2号（不正許可取得）                |          |
|            | 第25条第1項第3号（無許可変更収集運搬・処分）          |          |
|            | 第25条第1項第4号（変更許可に関する不正取得）          |          |
|            | 第25条第1項第12号（無許可輸出）                |          |
|            | 第25条第1項第14号（不法投棄）                 |          |
|            | 第25条第1項第15号（不法焼却）                 |          |
|            | 第25条第2項（無許可輸出/不法投棄/不法焼却の未遂）       |          |
| 第32条第1項第2号 | 第25条第1項（上記以外：措置命令違反、無許可業者に対する委託等） | 各本条の罰金   |
|            | 第26条（委託基準違反/無許可廃棄物処理施設譲渡等）        |          |
|            | 第27条（無許可輸出の予備）                    |          |
|            | 第27条の2（マニフェスト規制違反）                |          |
|            | 第28条第2号（土地の形質変更に関する措置命令違反）        |          |
|            | 第29条（欠格要件該当届出義務違反等）               |          |
|            | 第30条（帳簿備付義務違反/記載義務違反等）            |          |

図4 両罰規定の詳細



| 時期           | 不法投棄の罰則と両罰規定の重罰化   | 両罰規定            |
|--------------|--|-----------------|
| 1970年        | S45年 5万円以下の罰金  | 行為者と同じ          |
| 1976年        | S51年 有害産廃 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金   | 行為者と同じ          |
|              | その他 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金   | 行為者と同じ          |
| <b>1990年</b> | <b>H2年 豊島事件発覚</b>  |                 |
| 1991年        | H3年 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金   | 行為者と同じ          |
| 1997年        | H9年 産廃 3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科  | 1億円以下の罰金        |
|              | 一廃 1年以下の懲役又は300万円以下の罰金   | 行為者と同じ          |
| <b>1999年</b> | <b>H11年 青森岩手事件発覚</b>   |                 |
| 2000年        | H12年 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科  |                 |
| 2003年        | H15年 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科。<br><b>未遂罪処罰。</b>   | <b>1億円以下の罰金</b> |
| 2004年        | H16年 5年以下の懲役若しくは1000万円（法人：1億円）以下の罰金又はこれの併科。未遂罪処罰。 <b>不法投棄目的の廃棄物収集運搬行為処罰（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科）。</b> |                 |
| 2010年<br>～現在 | H22年 5年以下の懲役若しくは1000万円（法人：3億円）以下の罰金又はこれの併科。未遂罪処罰、不法投棄目的の収集運搬行為については同様。                                     | <b>3億円以下の罰金</b> |

法人について、行為者の罪より加重

H9年当時、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物が区別されていた

H12年改正により不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の区別がなくなった

図5 両罰規定の変遷

される場合であることが必要であるが、②「業務に関し」とはどのような意味かが問題となる。

たとえば、役員Xが会社の業績を偽り、純利益を過大に計上した記載のある半期報告書を提出した行為が証券取引法違反、所得税法違反に問われた事案で、両罰規定により会社も両法違反に問われた際、会社は、役員Xは自己の利益のために虚偽記載報告書を提出したのであって、会社のためではなかったのであるから「業務に関し」で行ったとはいえないとして、両罰規定は適用されるべきではないと主張した。

判例は、「業務に関し」の意味について、「当該行為が一般的、外形的に事業主の業務に属することが必要でありかつそれで十分である。」とした（東京高判平成14年6月11日）。

判例の理論をおしていくと、仮に従業員等が任務違背行為を行って会社に損害を与えたような場合であっても、当該行為について法人も責任を問われるおそれがある。

会社としては、両罰規定の適用から会社を守るために何をすべきか。この点、両罰規定の法的性質をどのように解するかに関わる。すなわち、両罰規定は会社の過失を推定したものか、会社の具体的過失を要するかについて議論がある。

(5) 両罰規定の法的性質（過失推定規定か）

ア 具体的過失説

両罰規定によって法人ないし事業主が処罰される根拠は、刑法の責任主義の原則から、当該法人ないし事業主の行為者に対する選任・監督上の過失責任で

あると解されている。この「過失」の存在について、検察官が立証責任を負うか、会社が「過失がなかった」ことについて立証責任を負うと解すべきか見解が分かれる。

本来、刑事事件においては、犯罪事実が存在することの立証責任は検察官にあり（無罪推定の原則）、会社に過失があることも、両罰規定を適用するための犯罪事実として検察官に立証責任がある。これに対して、両罰規定は会社の過失を推定した規定であるとする考え方がある。「過失が推定」されるとすると、検察官は会社に過失があることを立証する必要はなく、逆に会社において「過失がなかった」ことを立証しなければならなくなる。

具体的過失説は、両罰規定の適用にあたっては原則どおり、検察官に会社の過失の存在について立証責任があるとする立場である。

イ 過失推定説

これに対して、判例は、両罰規定は会社の過失を推定したものであるとしている。最判昭和40年3月26日は、外国為替及び外国貿易管理法（現在の「外国為替及び外国貿易法」）違反が問題となった事案において、「両罰規定は、従業員の違反行為につき、事業主に右行為者の選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかった過失の存在を推定したもので、事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れないとする法意である」とした（その他、両罰規定を過失推定規定

としたものとして旧入場税法に関する最大判昭和32年11月27日)。

#### ウ 検討

前述のように、原則的には、犯罪事実が存在することの立証責任は検察官が負うべきである。刑法の条文も、例えば、傷害罪の規定をみると「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」(刑法第204条)と規定しており、「人の身体を傷害した」場合に初めて刑罰を受けるのであるから、「人の身体を傷害した」事実について検察官に立証責任があることになる。

ところが、両罰規定の規定の仕方を見ると「…従業者が…法人…の業務に関し、…違反行為をしたときは」その法人に対して処罰すると定めており(廃棄物処理法第32条第1項)、検察官が立証すべき事実は、「従業者が法人の業務に関して違反行為を行ったこと」と読める。つまり、法人に過失があったことまでは検察官に立証責任がない。ちなみに、刑法の過失傷害罪の規定の仕方を見ても、「過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金」に処すると規定されており(刑法第209条第1項)、「過失」が立証すべき犯罪事実として記載されている。一方、両罰規定には、法人に過失が必要であることが規定されていない。

これらの規定の仕方からみると、法は両罰規定に関しては、法人に過失が存在することを織り込み済みのものと考えており、過失がないのであれば会社において立証すべきと考えているものと考えるのが基本的には相当と考える。

### (6) 廃棄物処理法と両罰規定の法的性質

～廃棄物処理法において両罰規定は過失推定規定と考えるのは相当か～

#### ア 問題意識

両罰規定が基本的には過失推定規定である、という考え方には基本的に賛成である。しかしながら、廃棄物処理法の両罰規定については別異に解すべきではないか。

というのも、廃棄物処理法においては、廃棄物処理法に違反して罰金刑を受けると欠格要件に該当し、法律上許可が取り消されることになる。一従業員の非違行為があった場合に会社が監督を尽くしたことを立証できなかったとしても、これが直ちに許可取消となるとする帰結はあまりに厳しい帰結ではないだろうか。

#### イ ご相談があった事例

弊所でご相談があった事例をご紹介します(守秘義務の観点から多少事例を変えている)。

ある解体業を営んでいる会社Aの従業員Bが、解体の現場で出た廃棄物を他の現場に持って行って、他の現場でたまたま掘削した穴があったので、そこに埋めてしまった(図6)。これが警察に通報され、警察から会社に問い合わせがあった。会社は直ちに内部調査を行ったところ、ある従業員Bが名乗り出て行ったことを認めたので、翌日、社長がBを伴い警察に出頭し、事実を認めるとともに、その後の捜査に対する全面的な協力を約束した。廃棄物を埋めたことを確認するための掘削も、警察の指示通り会社がすべて費用を負担して行った。掘削の結果、廃棄物が埋められていたことが確認されたので、Bは不法投棄の実行犯として、50万円の罰金刑を受けた。

Bが不法投棄を行ったのは以下の理由であった。会社のルール上解体現場から出た廃棄物は、処理施設に直行して持って行かなければならなかったが、Bのミスで当該廃棄物について搬入先となる処理施設と契約を締結していなかったため、処理施設に持って行くことができなかった。そのため、本来であれば会社に一時的に持ち帰らざるを得ないところであったが、会社のルールに違反したこと、Bが当該廃棄物について廃棄物処理委託契約を交わしていなかったというミスが会社に発覚することを恐れ会社に持って帰ることができなかった。廃棄物の行き場に困ったBが咄嗟に思いついたのが他の現場で掘削を行ったところがあり、そこに埋めることであった。

A社の社長は、常日頃、従業員に対して適正処理を行うことによって差別化を図っていく会社であること、違法行為を行ってはならないことを言い聞かせ

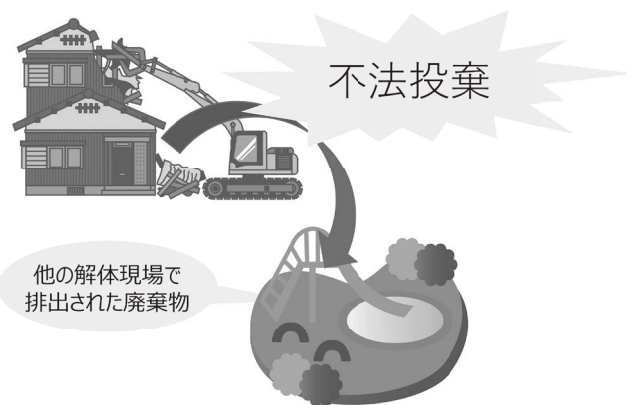


図6 事件のイメージ

ていた。もっとも、社内で教育体制は整っていなかった。A社の従業員は約100名である。

このような事例において、Bが不法投棄の罪に問われるのは当然のこととして、A社の許可も取り消されるべきであろうか。A社は解体業を営んでおり、Bは解体の結果生じた解体廃棄物を不法投棄していることからBの行為の業務性は否定できない。また、A社の社内管理体制は適正に機能していなかったといわざるを得ない。しかし、A社は適正処理を心がけていたことは間違いなく、社員に厳しく指導していたからこそBは社内のルール違反とミスの発覚を恐れ会社に廃棄物を持ち帰ってくるのができなかったといえる。廃棄物処理業を営む会社にとって、廃棄物処理業の許可を取り消されることは、会社の死刑宣告にも等しい。

ウ 考察

両罰規定の結果は、廃棄物処理法以外の法律の下では、罰金である。

廃棄物処理法のもとにおいては、両罰規定の結果は、罰金刑を受けた後、許可取消が控えている（法第14条の3の2第1項第1号）。

このように両罰規定の結果が許可取消に直結してしまうような結果は、両罰規定について過失推定規定であると判断した裁判例は想定していなかったはずである。実際、両罰規定は過失推定規定であると判断した裁判例の事案は、外国為替及び外国貿易管理法、旧入場税法に関するものであり、いずれの事案においても会社は有罪判決を受け罰金を払うのみである。

企業にとって、罰金刑を受けることはもちろん、捜査の対象となることも重大な問題である。しかし、許可取消と罰金は自ずと重大性が異なる。

廃棄物処理法上の両罰規定については、許可取消処分を招来してもやむを得ないと思われる事案に限って両罰規定の適用を限るべきではないか（図7）。

本件を受け、検察官と協議した際、検察官からは、「両罰規定で罰金」を当然のこととして伝えられた。しかしながら、廃棄物処理法上、どんな少額であっても罰金刑を受ければ許可取消になること、A社は適正処理を心がけていた会社であり、許可取消処分相当の悪質性は見られないこと、このような事案でA社の許可取消を招来するような両罰規定の適用はあまりに比例原則に反し、A社に酷であることを伝えたところ、理由は告げられなかったが、結論としてA社は不起訴となった。

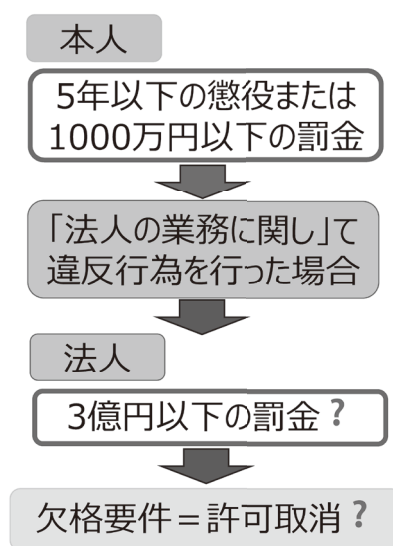


図7 廃棄物処理法における両罰規定

4. 両罰規定の対象とならないための予防策

すべての会社は、従業員等の違法行為によって両罰規定を受ける可能性がある。

廃棄物処理法はあくとしても、両罰規定は過失推定規定であるとするのが判例であるから、会社が両罰規定の適用を免れるためには、従業員等の違法行為について、従業員等の選任もしくは監督上の過失がなかったことを立証しなければならない。

無過失の立証方法として、環境マネジメントの確立、すなわち法令のチェックと法令違反の未然防止の社員教育等が非常に重要である。社員教育・研修等を行った際は、記録を残し、社員教育を実施していることの証拠としてほしい。

万が一、従業員等が業務に関して違法行為を行ったことが発覚した場合には、業種を問わず、直ちに弁護士に相談をして善後策を検討してもらいたい。

事務所で担当した先ほどの事件で、検察官が何を理由に不起訴としたかは不明であるが、A社の社長は、警察から問合せを受け直ちに弊所にご相談に来られたので、直ちに社内で調査し、もし事実であれば捜査に全面的に協力する、という弁護方針をとることができた。また、その後、Bの逮捕、A社の搜索差押、取調べに至った際も、準備・心構え・弁護方針に則った受け答え等を指導することができ、結果として不起訴を獲得することができたと思う。